

## 意見の概要と市の考え方

1. 条例制定の目的について(第1条関係)			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
1	何も路上喫煙及び歩行喫煙だけでなく、広く街の美化も含むマナー向上条例(案)にすべき。	2	八尾市環境の美化に関する条例(平成8年3月29日施行)(以下、「美化条例」という。)の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。』と定めています。 八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例(以下、「本条例」という。)の制定とともに、美化条例の啓発も同時に実施してまいりたいと考えています。
2	条例の目的が、マナー意識向上につながって良いと思う。	1	本条例の制定をきっかけに、皆様とともに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
3	条例の目的や内容の中に「子どもの安全を守る」などの文言を加えていただければと思います。	1	本条例の目的(第1条)において、「市民等の身体及び財産の安全の確保」に含まれると考えていますが、啓発の際には、子どもへの安全も含め十分に周知してまいります。
4	屋外におきましては、たばこ煙は急速に拡散・希釈されるため、周囲の方が吸い込む量はきわめて微量との調査結果もあり、副流煙の健康への影響については、マナー条例の目的としては適切ではなく、削除すべきものと考えます。	2	たばこの煙には、さまざまな化学物質が含まれており、このようなたばこの煙が「屋外においては大気中で拡散する」ということをもって、健康への影響がないとは言い切れないと考えております。 市民の健康を守り、安全・安心につながる施策を講じていくことは行政の重要な役割であり、本条例においても健康への影響の抑制をしていくことをひとつの目的にしながら、広い視点で取り組んでまいります。
5	目的、定義、禁止行為等の中に「ぽい捨て」という言葉が入っていませんが、路上、公園等でたばこを吸っていても携帯用灰皿に入れている人もいます。また、自動車の窓を閉めて喫煙していても、吸った後窓から吸殻を捨てています。「ぽい捨てしてはダメ」という言葉をいれてみては。	2	本条例には「たばこのぽい捨て禁止」を規定していませんが、美化条例の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。』と定めています。 本条例にもとづいて、路上における喫煙マナーを守っていただくことにより、ぽい捨てがなくなることをめざしていきます。
2. 定義について(第2条関係)			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
6	第2条2項において、「事業活動」とありますが、これは企業等の事業者における活動をさすのか、それとも市民活動や自主的なグループは市民等でなく事業者にあたるのか。	1	企業等の生業を目的とした事業者における活動をさします。
7	路上での一輪車に乗っての喫煙は、よいのですか。	1	第2条5項に歩行喫煙等の定義を定めていますが、「歩行しながら又は自転車等二輪車の運転をしながら・・・」を「歩行しながら又は自転車等に乗りにながら・・・」と変更する予定です。
8	電子たばこは、よいのですか。	1	条例の規制対象とはしておりませんが、利用に際しては配慮をお願いします。

## 意見の概要と市の考え方

3. 市民等の責務について(第4条関係)			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
9	公共の場所における路上喫煙については、より慎重に検討していただきたい。	1	喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、ともに検討してまいります。
10	第4条2項 市民等は、公共の場所において喫煙し、周りの人に(「喫煙し、」とするとたばこは吸ってもいいけど、迷惑をかけたらかかん、と読める。「喫煙することにより、」の方がたばこを吸うたらあかんで、という意味がより伝わるように思います。)	1	本条例は、路上での喫煙マナーの向上のためのルールを定めたものであり、禁煙を強制する内容ではありません。公共の場所においては歩行喫煙及び多人数のいる場合においてのみ禁止しています。
4. 事業者の責務(第5条関係)			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
11	喫煙場所の設置や、飲食店等の喫煙(時間帯禁煙等)が入店前にはっきりわかるように事業者に協力要請してもらいたい。	1	本条例は市民、事業者の皆様のご理解、ご協力があってこそ実効性のあるものとなります。まちの美化の取り組みをきっかけに、路上喫煙マナーの向上の啓発についてもともに取り組んでいただきたいと思っております。
12	大規模店舗の敷地における啓発の努力義務を事業者が行うよう規定できないですか。	1	大規模店舗の敷地は公共の場所ではありませんが、第5条1項において、第1条の目的にある路上喫煙のマナー向上に努めるなど、市の施策に協力しなければならないと定めています。
5. 路上喫煙禁止区域の指定等について(第6条関係)			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
13	路上喫煙禁止区域を指定される際には、それぞれの区域の特性や実情を考慮していただくことを要望します。	3	路上喫煙禁止区域の指定等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、ともに検討してまいります。 なお、本条例第7条においては、路上喫煙禁止区域を、市民の皆様のご同意があれば申し出ができる旨を定めています。
14	特に路上喫煙禁止区域の設定に関しては、十分な周知が必要である。	1	条例の制定とともに、十分に周知を図ってまいりたいと考えております。特に、路上喫煙禁止区域の設定の際には、十分な周知期間をもって施行してまいりたいと考えております。
15	狭い道路や人ごみの中での歩きたばこもとても迷惑で、禁止区域を設けてもらえるのはいいと思います。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
16	路上喫煙禁止区域を明示する必要がある。	1	第6条4項に定める通り、路上禁止区域につきましては、明確に分かるよう標識等で明示いたします。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
17	喫煙場所を制限しすぎると、歩行喫煙が増えるように思う。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
18	路上喫煙禁止区域は、駅ターミナル周辺、公共施設、一部道路に限定し、まず実施すべきである。	2	喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、ともに検討してまいります。路上喫煙禁止区域の指定に関しては十分な調査を行ったうえで慎重に判断していきたいと考えています。
19	第6条3項 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、あらかじめ『、』第10条に…… 6項 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し『、』又は…… (上記2ヶ所の『、』は不要では。)	1	ご指摘の2箇所の『、』は、変更の必要はありませんが、文言の修正において一部変更になっています。
20	区域内での喫煙を禁止するのではなく、制限する(歩きたばこ等)方が望ましいと考えます。	1	歩行喫煙とともに、人通りが多く、路上喫煙による被害の危険性が高い場所については、「路上喫煙禁止区域」として指定したいと考えています。
21	路上喫煙禁止区域内におきましても、喫煙可能な場所(灰皿等)を設置するなど、たばこを吸う方と吸わない方の双方が納得いく様な対応をぜひとも検討してもらいたい。	5	喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、対象となる場所や区域等の状況を踏まえ、ともに検討してまいります。
<b>6. 路上喫煙禁止区域の指定等の申出について(第7条関係)</b>			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
22	1項の「相当数」を規則等で明確に規定すべきでは。	1	「相当数の同意」については、別途規則で定めてまいります。
<b>7. 禁止行為について(第8条関係)</b>			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
23	歩きたばこはいけません。同じたばこを吸う者として、マナーを心得ない人には困ったものだと思います。	1	本条例においては、歩きたばこ(歩行喫煙等)を禁止する規定を盛り込んでおります。喫煙者の方のマナー向上のための啓発等取り組みをすすめてまいります。
24	歩きたばこが問題の原点であり、マナーの問題として明確に歩きたばこだけを規制すべきではないか。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。このようなことから、路上喫煙禁止区域については、火傷等の被害が起こる可能性が高いと思われる、歩行者数の多い道路などを想定しています。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
25	たばこの火を必ず消すことを義務付けすべきである。	1	本条例では、安全・安心の観点から歩行喫煙等を禁止しており、また、多くの人が集まる場所など他人に迷惑のかかる場所での路上喫煙は禁止しています。喫煙後の火の始末も含め喫煙マナー向上の観点から啓発していきます。
26	公共の場所において、多人数の場合のみ禁止行為とするなら分煙を図るべきです。	1	禁止行為以外でも、路上喫煙のマナー向上を図るため、第4条2項において、公共の場所において喫煙し、周りの人に被害や不快感を与えないようにしなければならないと定めています。

### 8. 路上喫煙マナー向上推進協議会の設置について(第10条関係)

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
27	設置目的がわかりにくい。	1	第1条にあるとおり、市民等、事業者及び市の協働により路上喫煙マナーの向上を図ることを目的としており、喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」で、ともに検討してまいります。

### 9. 路上喫煙マナー向上推進員について(第12条関係)

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
28	第12条に「市民」が「市民」を監視し、指導等を行うことも出来るとあるが、もし市民間同士のトラブルが起きた場合、または協力していただける事業者と市民の間でのトラブルが起きた場合なども考慮したマニュアルや啓発公演、チラシなども必要となるのでは。	1	路上喫煙マナー向上推進員の活動内容については、様々な状況を想定し、マニュアル等を策定してまいりたいと考えております。
29	路上喫煙マナー向上推進員には、警察官のような人を委嘱すれば良いと思います。	2	路上喫煙マナー向上推進員は、啓発を行うことを中心に行っていただく事を想定しており、地域の市民の皆様から選任したいと考えています。一方、喫煙者への直接指導、過料の徴収などには、市職員、警察官OBの登用などを考えております。

### 10. 過料について(第13条関係)

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
30	過料2,000円以下とは、どのような基準で判断するのか。現場で混乱が起きるのではないか。	2	過料の額は、個別に決定するものではなく、他の自治体の状況なども検討した上で、2,000円以下の範囲内での設定を予定しています。
31	2,000円以下とあるが、もう少し高額でもいいのではないか。	4	他の自治体の状況なども検討した上で、2,000円以下の範囲内で設定しています。まずは市民等への啓発活動が大切であると考えています。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
32	過料はすぐにとるのか。	1	過料についての施行時期については、路上喫煙のマナー啓発を十分に行い、その効果測定を行ったうえで決定していく予定です。
33	過料について受動喫煙の被害という点から、喫煙者は理解して欲しい。(喫煙はその人の権利、嗜好ということは理解できますが。)	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適な地域社会づくりをめざしています。
34	マナー向上推進の段階で過料を課すというのはどうか。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制がありますが、抑止効果としての過料規定は必要であると考えています。
35	2,000円以下というのは高いと思う。	1	他の自治体の状況なども検討した上で、設定したいと思います。抑止効果として過料規定は必要であると考えていますが、まずは市民等への啓発活動が大切であると考えています。
36	過料については科された者が逃げることができないよう、十分に検討しておく必要がある。	1	過料につきましては、路上禁止区域の指定後、その効果を判断して決定してまいりたいと考えていますが、徴収の方法等詳細につきましては十分検討してまいりたいと考えています。
37	罰則規定の過料についての徴収や市外在住者等への周知については、疑問が残る。	2	本条例は、路上における喫煙マナーの向上をめざすものであり、過料を課して規制するという趣旨の条例ではありません。そのため、市域の中でも特に他者への影響が大きいと考えられる場所において路上喫煙した場合にのみ適用し、抑止効果を活かしながら、条例の趣旨、目的をご理解いただく契機となることを目的にしております。 そのため、過料徴収につきましては、原文どおり、路上喫煙禁止区域内での規定とし、事前周知も広く行っていきたいと考えております。
38	歩行喫煙等についても、過料の対象とすべきではないか。	1	本条例は、路上における喫煙マナーの向上をめざすものであり、過料を課して規制するという趣旨の条例ではありません。そのため、市域の中でも特に他者への影響が大きいと考えられる場所において路上喫煙した場合にのみ適用し、抑止効果を活かしながら、条例の趣旨、目的をご理解いただく契機となることを目的にしております。 そのため、過料徴収につきましては、原文どおり、路上喫煙禁止区域内での規定とし、歩行喫煙等については、広く啓発を行っていくことでマナー向上を図ってまいります。

## 意見の概要と市の考え方

11. その他、条例全般について			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
39	この条例案には禁止行為及び過料が含まれており、他の自治体によくある努力義務の条例より、より拘束力のある条例である点が優れた取り組みだと思います。実効性のある条例にしてください。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適な地域社会づくりをめざしています。
40	実効性を確保するために、その体制づくりと市民へのPRをも含めた啓発活動が大切である。	2	皆様に条例の内容を十分にご理解いただけるよう啓発を行ったうえで、その効果測定を行ってまいります。
41	10年間歩道の掃除をして一番少なくならないので困っているのがたばこの吸殻ですので、八尾市内全域の歩行喫煙禁止は大変ありがたいです。八尾市のために条例制定を実現していただきたく思います。	1	本条例は、喫煙マナーの向上を市民の皆様とともに進めていくものですが、マナーの向上を啓発することで、ぼい捨てについてもなくしていくことを目的としています。
42	清掃している脇を自転車で通り過ぎ、ぼい捨てる人の個人の道徳マナーの問題。早く条例を制定してもらいたいです。	2	
43	道路に落ちているごみとして圧倒的に目に付くのが吸殻であり、街の美観を損ねる要因になっており、歩行喫煙、路上喫煙を禁止することは、快適な環境を守るという目的にあっていと考えます。	1	
44	路上喫煙、歩行喫煙それに公共場所での禁煙に賛成します。健康への影響はいうに及ばず、それにより道路、公園、街の美化にも貢献するものと思います。レストラン、食堂への禁煙、分煙も進んでほしいと希望します。	1	健康増進法第25条に『学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない』と定められており、法にもとづき分煙を推進してまいります。
45	大賛成です。以前歩行中に喫煙中の方とすれ違い時、たばこの火が手にあたり、やけどを負いました。	2	本条例においては、歩きたばこ(歩行喫煙等)を禁止する規定を盛り込んでおります。皆様とともに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
46	歩行中の喫煙で、たばこの灰が散歩中の犬の背中に落ちて、犬が驚いて走り出した事例があります。路上喫煙は線香花火を持ち歩いているのと同じです。禁止行為は当然であり、罰則を設けるべきである。	1	
47	子どもがやけどしそうになったことがある。	1	
48	賛成です。朝の通勤時等常日頃、歩きたばこをしている方の煙で嫌な思いをしています。	4	本条例においては、歩きたばこ(歩行喫煙等)を禁止する規定を盛り込んでおります。たばこの煙が他人への不快感を生むという意見は、アンケートにおいても多く出されております。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
49	たばこは合法の嗜好品であり、地方自治体が喫煙マナー向上のため、市内全域におよぶ喫煙規制を行うことは問題があると考えます。たばこの煙が時として吸われない方の迷惑となることは認識しており、吸われない方への一定の配慮が必要であると考えます。また、マナーの悪い喫煙者の吸殻のぼい捨てが後を絶たず、町的美観を損ねている現実も認識しており、問題であると考えております。しかしそれはマナーの問題であり、一部のマナーの悪い喫煙者のために、喫煙することおよび喫煙者全体を条例によって一律規制すべきでないと考えます。	3	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
50	みんなが吸っているから、みんなが捨てているからという考えがマナーの悪さにつながっていると思います。何より、条例化をきっかけに八尾市全体、全市民で喫煙マナーに対して取り組み、「吸えない」、「捨てられない」という雰囲気作りが大切ではないかと思います。	1	本条例を制定することで、路上喫煙マナーをきっかけに、地域において、市民、事業者の皆さんが、まちの美化や安全・安心、健康について考え、地域のつながりが深まるような取り組みを醸成していきたいと考えます。
51	実効性のある条例なのか。(過料の徴収等)疑問が残る。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
52	まずは喫煙者にたばこの煙が周りの人にどれだけ不快感を与えているかをきちんと認識してもらうことが大事だと思う。それを踏まえた上で、非喫煙者が喫煙者の行動を制限する条例だけでなく、喫煙者がマナーを守れる環境を整えていく必要がある。	1	本条例は市民、事業者の皆様のご理解、ご協力があってこそ実効性のあるものとなります。まちの美化の取り組みをきっかけに、路上喫煙マナーの向上の啓発についてもともに取り組んでいただきたいと思います。
53	他人に迷惑を掛けない為にも禁煙が望ましい。	1	本条例は、路上での喫煙マナーの向上のためのルールを定めたものであり、禁煙を強制する内容ではないことをご理解いただきたいと思います。
54	八尾市に入るたばこ税の一部で喫煙者がゆっくりとくつろげる場所を造ってあげてはいかがでしょうか。	1	喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、対象となる場所や区域等の状況を踏まえ、ともに検討してまいります。
55	市はたばこ税を喫煙者から年間約18億円以上も、もらっているながら、路上喫煙防止、過料2,000円は一方的で、路上喫煙を禁止するよりも、分煙をして喫煙場所を設けるべきである。愛煙家によって、市の財政に大きく貢献していることを配慮すべきである。	4	喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、ともに検討してまいります。 本条例は、路上における喫煙マナーの向上をめざすものであり、喫煙者を排除するという趣旨の条例ではありません。その点をご理解いただき、マナー向上のためにご協力をお願いいたします。
56	マナー向上を禁止区域の指定や過料により達成しようとするよりも、まずは市民へたばこの吸殻も含めた、空き缶、紙くず等のぼい捨てやペットの糞を放置しないよう、公共でのマナー向上を啓蒙するとともに、喫煙者にも利用しやすい喫煙場所の確保を行うことが必要ではないでしょうか。	2	ご指摘の内容を踏まえ、これからも啓発活動に取り組んでまいります。また、喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、ともに検討してまいります。

## 意見の概要と市の考え方

12. その他の意見			
No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
57	マナーの問題は個人の質に負う点が多く、マナー向上の啓発の一層の推進をすべきである。	1	条例の施行に向け、また、本条例の施行後についても広く啓発をしてみたいと考えております。
58	喫煙者が混乱することのないよう、まずは、条例の周知徹底、啓発活動を行っていくべきである。	3	条例の施行に向け、また、本条例の施行後についても広く啓発をしてみたいと考えております。また、喫煙場所の設置の是非や路上喫煙禁止区域等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、ともに検討してみたいと思います。
59	全市民に知らせることは大変と思いますが、トラブルにならないように定めて欲しい。	1	
60	周知と啓発期間は設けるのか。	1	
61	どの年齢層にも分かりやすいポスターを作してほしい。	1	市民の皆さんが分かりやすいポスター作成に努めてみたいと考えています。
62	啓発にステッカーとかTシャツとか作ってはいかがですか。	1	ご提案の方法も含め、効果的な手法を検討させていただき、路上喫煙のマナー向上に対する啓発活動を実施してみたいと考えています。
63	公用車による街宣PR活動をしてはどうか。	1	
64	「ぼい捨て禁止」や「歩きたばこ禁止」等の標識を作ってください、希望すれば個人宅にも配布できるようにして欲しいです。	1	地域でご利用いただける啓発看板等につきましては、条例の施行にあわせ準備してみたいと考えています。
65	過料の対象となる人に禁煙のパンフレットや禁煙セミナーを勧めてみてはどうか。	1	本条例は、路上での喫煙マナーの向上のためのルールを定めたものであり、禁煙を強制する内容ではありません。ただし、この機会に禁煙をしたいという方に対しては、ご希望に応じて、ご指摘の内容を参考にご案内をさせていただくようにいたします。
66	公共の場所に表示するたて看板やポスターには違反者には罰金が科せられることを明記(金額も)すると良いのでは。	1	過料の徴収を実施する段階で、看板やポスター等を作成し、分かりやすく表示してみたいと思います。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
67	地域や学校での説明会を開催してはどうか。	2	条例の施行に際しましては、市政だよりやホームページ等において、条例の内容を説明してまいりますが、地域の皆様に知っていただくための広報の仕方についても検討し実施してまいりたいと考えております。
68	喫煙マナー向上の標語を市民からの募集はいかがですか。	1	路上喫煙対策の啓発につきましては、ポスターやキャラクター、標語などを含め検討してまいります。
69	路上喫煙は、小さな子どもの目線にたばこが来れば、とても危険で気をつけている人も少ないように思います。	3	本条例においては、市民等の身体の安全を確保するため、歩きたばこ(歩行喫煙等)を禁止する規定を盛り込んでおります。喫煙者に対するマナー向上のための啓発等取り組みをすすめてまいります。
70	親としては子供たちが遊ぶ公園や広場での喫煙は教育に悪い上、小さな子供たちには非常に危険だと思います。子どもたちのためにもぜひ条例を施行してもらいたい。	2	
71	八尾市路上喫煙マナー向上推進はいい事だと思います。子供達のため、健康のため、八尾市全体が美しくなればと思っています。	1	
72	条例案に賛成です。ぜひとも実現させてください。	12	本条例の制定をきっかけに、皆様とともに安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。
73	賛成です。愛煙家からはいろいろ反対意見もあると思いますが、頑張ってください。	1	
74	現在の非喫煙者の環境問題からすると、今回の条例設置は時代の要請かもしれない。	1	
75	路上喫煙にとどまらず、たばこの火は、子供にとっても危険であるし、火事の原因となります。”意識してもらおう”ことが必要なので、条例制定には賛成します。	1	
76	路上での喫煙行為は、医学系諸学会・公衆衛生団体などが警告している受動喫煙による健康被害への意識の高まりや、たばこの火による火傷や服の焼け焦げ、火災の誘発、吸い殻の不法投棄などを引き起こすなど危険を伴う行為であるという声が高まっています。また、路上喫煙行為による吸い殻のぼい捨てにより、吸い殻の散乱がまちの美観を損なっているという問題もあります。これらの路上喫煙による被害を未然に防止し、地域住民等の生活安全を確保するために必要な条例であると思います。	1	
77	厳しく取り締まっていただきたい。	2	
78	自己の健康管理を行う面からみても、健康を害するたばこは控えるべきだと思います。	1	本条例は、喫煙者を排除するものではなく、喫煙マナーの向上を市民の皆様とともに進めていくものと考えています。ご理解、ご協力をお願いします。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
79	条例として一定の基準等定めることに賛同です。受動喫煙の害から市民を守っていただくことになるからです。	1	本条例の制定をきっかけに、皆様とともに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
80	八尾市役所、出先機関での完全禁煙を速やかに実施すべきと考える。市役所本館2階、10階喫煙コーナー、市役所西館喫煙コーナー、清掃庁舎での完全禁煙、パッカー車(ゴミ収集車)での完全禁煙を速やかに実施すべきと考える。	1	公共施設等の喫煙対策につきましては、健康増進法第25条の主旨も踏まえ総合的に判断してまいりたいと考えております。
81	区域内でたばこを販売している方の売り上げの減少や、たばこ税の減少等も懸念される。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
82	八尾市に限らず、各市ともたばこ税は今後さらに貴重な財源になってくることを十分認識してもらいたい。条例とか罰則によって一方的に規制するのではなく、喫煙者の意見にも耳を傾けるべきと思うが、いかがなものか。	1	過料につきましては、条例施行とともにすぐに開始するものではありません。皆様に条例の内容を十分にご理解いただけるよう啓発を行ったうえで、その効果測定を行いながら検討してまいります。また、条例の制定に向けては、アンケート調査を実施し、喫煙者の意見も踏まえております。本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
83	市民生活を営む上で、最低限のマナーを法や条例で規制しなければならない状況はいろいろ考えさせられます。しかしながら、「安全で安心なまちづくり、誰もが住み続けたいまちづくり」に向けては不可欠の要であります。行政の責務、市民等の責務、事業者の責務と市を構成する各要素の役割が明確に示されている条例案と思います。	1	本条例の制定をきっかけに、皆様とともに八尾市の地域の美化とともに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
84	八尾市はなぜ路上喫煙にこだわるのでしょうか。空き缶などの散乱ゴミや犬のふん、不法投棄等いろいろあります。路上喫煙を禁止するなら、全ての行為を禁止にし、住みよい街にしてください。	1	本条例については、火のついたたばこによる危険性やたばこの煙による健康への影響を抑制するため、路上喫煙のマナー向上を目的としたものです。また、八尾市におきましては、美化条例の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。2 自動販売機により飲食物を販売する事業者は、当該自動販売機により販売された飲食物を収納していた容器が、公共の場所にみだりに捨てられることを防止するため、当該自動販売機の周辺に空き缶、空き瓶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を常に適正に管理しなければならない。』と定めています。本条例の制定をきっかけに、たばこのぼい捨てを含め、散乱ゴミ防止等についても啓発に努めてまいります。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
85	喫煙しながら、携帯電話をし、自転車の前に子供を乗せている人を見かけます。	1	本条例の制定をきっかけに、皆様とともに安全・安心で快適に暮らせ地域社会づくりを推進してまいりたいと考えております。
86	歩きながら喫煙をしているため火が子供に、また、すれ違いざまに服に点きそうになる。	1	
87	条例で過料を課すことにより、マナーというよりはルールになってしまい、強制的な形になってしまうのは、残念ですが仕方がないのかもしれませんが、ただ個人的にはやはり他人への配慮と理解が重要だと思います。法令で規制するだけでは、根本的な解決にならないような気がします。ただ今回の条例制定をきっかけに良い方向へ向かっていけばと思っています。	1	
88	道路・公園のたばこの吸い殻が多くみられる。八尾の景観を損ねるだけでなく、未成年者の喫煙を誘発するおそれもあり、歴史ある住みよい八尾の街づくりを進めていく上で条例の制定は必要不可欠である。	1	
89	路上喫煙と歩行喫煙のルールを定めることに賛成します。マナーというものは、個々の生活歴、価値感が影響し、現時点では生活環境、職場環境がその行動を決める要素になると思います。市民とともにマナーを推進するためには、家族単位、職場単位、地域単位でマナーを考えて深めていけるような取組みが必要かなと考えます。今では個々の行動として、軽視されてきた「喫煙行動」ですが、これらの取組みでサイクルステージ、健康、生活習慣、個人と地域を関連づけて考えるきっかけになればと思いました。	1	
90	たばこは合法的な大人の嗜好品であり、昔から広く愛好され、大衆に親しまれてきた商品であります。最近まで「たばこは地元で買ひましよう。」と、むしろ市もPRしていたが、急に思い出したがごとく手のひらを返すように、何でもたばこは病気の元凶のように健康に良くないと言っている。私も健康によいとは思っていない。市は健康面からも、民主党のたばこ事業法を廃止して、健康増進目的の法律を創設の趣旨に沿って、喫煙者のマナー向上のため条例で規制するのであれば、たばこ税の50%位を医療費負担に廻し、健康保険の経費削減に使ってはいかがなものかと思う。保険の負担も少しは軽くなる。市は、たばこ税1ヶ月約1億5千万円強を一般会計で何に使っているのかお伺いしたい。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしているものです。 また、たばこ税は、一般財源でありますので、用途を特定しないことを前提に歳入(収入)として計上する財源となっております。つまり、たばこ税は、様々な市の施策を実施するために、広く使われる税収であります。
91	たばこの煙が及ぼす健康への悪影響より、車の排気ガスが及ぼす健康への悪影響や騒音による迷惑に対し、条例等で規制はしないのですか。	1	自動車の排気ガス等に関しては、「大気汚染防止法」等の法律や条例において、規制されています。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
92	近くの会社(数社)では、朝一番に清掃奉仕をされていて、やはり「ちり・ごみ」が落ちていないとほい捨ても減っていくのではないかと期待します。そういうお店、企業を顕彰してはどうでしょうか。	1	八尾市は「八尾をきれいにする運動推進本部」を中心に市民・事業者・関係行政機関等が一体となってまちの美化運動を推進しています。種々の啓発・実践活動を行っていますが、毎年9月に行われますクリーンキャンペーンでは、地域の美化に功績のある個人・団体に感謝状を贈呈しています。
93	条例施行に伴う行政経費は必要最小限度で行うべきで、概算費用を明示する必要があります。	1	路上喫煙対策事業につきましては、進捗状況等について公表してまいりたいと考えています。
94	市民運動として実施されることは大いに賛成します。他の市町村は八尾市のような運動は実施されていますか。実施されておればその効果はいかがですか。	1	大阪府下では大阪市をはじめ、茨木市、堺市、枚方市、吹田市などが、路上喫煙対策を盛り込んだ条例を制定しており、歩行喫煙や路上喫煙禁止区域内での喫煙を規制することによって、路上喫煙のマナー向上を図ることを目的としています。いずれの自治体も啓発活動を行った結果、路上喫煙者の割合が低下したとの報告をされています。
95	たばこ関連業者の人達へは、マナーさえ守って頂き、人に迷惑掛けないのであればたばこの喫煙を禁止しているのではないので、自己責任において、大いに販売喫煙されたいと思います。たばこの喫煙は憲法で禁止されておりませんので。	1	本条例では、市民の責務として、公共の場所において喫煙し、周りの人に被害や不快感を与えないようにしなければならないと定めており、喫煙マナーの向上は市民の皆様とともに進めていくものと考えています。
96	レストランなどでも、分煙を言われている今日、路上喫煙はそんなに高いハードルではないと思います。	1	本条例の制定をきっかけに、皆様とともに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
97	路上喫煙マナー向上推進協議会の意見を聞き指定を告示し標識をすることになっているが、自転車の放置禁止区域の指定における環境審議会との関係の整合性、又、八尾市民の環境を守る基本条例や環境総合計画との関連はどうなっているのか。条例案には出てこない。	1	本条例は、美化の観点から目的として掲げているものの、その内容は、安全・安心、健康への影響の抑制につながる歩行喫煙の禁止や人の多いところでの喫煙の禁止などを規定するものであり、環境面以外の側面を重視して策定した条例となっています。
98	健康被害がこれだけ報告されているのに、なぜ喫煙するのでしょうか。思うに国がそれを認め税源としているからだだと思います。個人的にはたばこそのものを廃止するくらいでないとダメなんじゃないでしょうか。	1	たばこそのものの是非については、条例にて規制することはできないと考えています。
99	マナーやモラルの問題にやたら法的規制が加わっていく風潮に疑問を感じます。とくに禁煙がやたら強制されていくかのような状況、しかも急速に広がりがすぎている様に思います。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
100	他市と連携して、他市も同様の規定を定めてもらえるよう働きかけなどを行っていくべき。歩行喫煙が他市で可能なら、八尾市に入る直前でほい捨てるケースも考えられる。	1	各自治体が路上喫煙の状況に合わせ、規定を定めるものと考えています。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
101	路上喫煙は、近年減ってきているように思いますが、吸い殻は、まだ路上にたくさん見られます。その為携帯灰皿の推進をPRしてはいかがかと考えます。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。
102	携帯灰皿はばい捨てせずにどこでも吸える点では、路上・歩行喫煙を誘発するとも考えられる。	1	路上喫煙マナーを守っていただけるよう、啓発などに力を入れてまいりたいと考えております。
103	小さなたばこ店の実情をくんでいただきますよう、よりよい街づくりの為、みんなでがんばりましょう。	1	本条例は、喫煙者を排除するものではなく、喫煙マナーの向上を市民の皆様とともに進めていくものです。ご理解、ご協力をお願いします。
104	マナー啓発のほか、たばこ店前に灰皿設置、八尾駅周辺の定期そうじ活動しています。	2	本条例は市民、事業者の皆様のご理解、ご協力があるからこそ実効性のあるものとなります。まちの美化の取り組みをきっかけに、路上喫煙マナーの向上の啓発についてもともに取り組んでいただきたいと思います。
105	とくに気になっていたのは、朝の市の職員の方の駅前での自転車の取り締まりの時など、仕事にもかかわらず、たばこを吸っているのを見かけます。	1	市職員については、率先して路上喫煙対策に取り組む必要があると考えております。
106	タクシードライバーがお客様を乗せている最中に喫煙する人がいる。空気清浄器をつけているからと弁明しているが、仕事中に乗車中の人には不快な思いをさせるとは言語道断である。	1	本条例では、路上での喫煙に関するマナーを規定していますので、車内での喫煙は該当しませんが、路上喫煙禁止区域内において、窓を開けて喫煙することは禁止行為となっております。事業者のみなさんについても喫煙マナーの向上に努めていただきたいと思います。
107	最近あまり路上喫煙を見かけなくなったように思う。地域にもよるのでしょうか。一人一人のモラルの問題かとも思う。	1	本条例でも市民の責務(第4条)として、公共の場所において喫煙し、周りの人に被害や不快感を与えないようにしなければならぬと定めています。
108	通学中の高校生が自転車を乗りながら吸っている。未成年者は買えないことになっているのに、どこで買っているのかと思う。	1	本条例の施行に伴い、路上喫煙マナーの啓発を行っていくとともに、地域の皆様やたばこの販売をされている事業者の方などとともに、未成年者に喫煙させないような取り組みを行っていくことが大切だと考えています。
109	もっと高くして未成年者がなかなか買えないようにしてほしい。	1	たばこの価格については、国の施策において決定されていますので、市の条例対応は困難であると考えます。
110	マナーを守って市を明るくしましょう。	1	本条例は路上喫煙マナーの向上をめざしています。皆様のご理解、ご協力をお願いします。
111	マナー向上より禁煙希望者の支援をしてはどうか。	1	本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であり、喫煙者及び非喫煙者ともに安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりをめざしています。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
112	電子たばこ購入補助金など検討してはどうか。	1	本条例は、路上での喫煙マナーの向上のためのルールを定めたものであり、禁煙を強制する内容ではないため電子たばこ購入補助金は考えておりません。
113	駅の側に喫煙所を設けたらどうでしょうか。	1	喫煙場所の設置や路上喫煙禁止区域の指定等、具体的な内容につきましては、市民、事業者及び関係行政機関の代表者並びに学識経験者で構成される「路上喫煙マナー向上推進協議会」を設置し、ともに検討してまいります。
114	喫煙者のマナーとして、路上でのぼい捨て禁止をしてほしい。各自責任を持って携帯用吸殻入れに入れて欲しいです。	7	美化条例の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。』と規定しており、たばこのぼい捨てについても禁止しております。 路上喫煙マナーの向上とともに、ぼい捨てされるたばこがなくなるよう、皆様のご理解、ご協力をお願いします。
115	路上喫煙だけでなく、たばこのぼい捨てに関しても禁止事項に盛り込んでいただきたい。	3	美化条例の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。』と規定しており、たばこのぼい捨てについても禁止しております。 路上喫煙マナーの向上とともに、ぼい捨てされるたばこがなくなることを目標にしておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。
116	過去に他市で、ベビーカーにたばこを投げ込むという事件がありました。路上喫煙やたばこのぼい捨ては、副流煙も含め、子どもへの害や影響が懸念されることです。	1	本条例を制定することで、路上喫煙マナーをきっかけに、地域において、市民、事業者の皆さんが、まちの美化や安全・安心、健康について考え、地域のつながりが深まるような取り組みを醸成していきたいと思っております。
117	空き缶、ガム、ごみ等のぼい捨てにも禁止にすべきである。	1	本条例については、火のついたたばこによる危険性やたばこの煙による健康への影響を抑制するため、路上喫煙のマナー向上を目的としたものです。また、八尾市におきましては、美化条例の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。2 自動販売機により飲食物を販売する事業者は、当該自動販売機により販売された飲食物を収納していた容器が、公共の場所にみだりに捨てられることを防止するため、当該自動販売機の周辺に空き缶、空き瓶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を常に適正に管理しなければならない。』と規定しております。 本条例の制定をきっかけに、たばこのぼい捨てを含め、散乱ごみ防止等についても啓発に努めてまいります。

## 意見の概要と市の考え方

No.	主な意見の要約	集約数	八尾市としての考え方
118	喫煙マナーと並行して空き缶等ごみのぼい捨てやペットの糞等の問題も検討してください。	2	美化条例の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。』と規定しており、たばこのぼい捨てについても禁止しております。 これまでも、ごみのぼい捨てや犬の糞については、キャンペーン等啓発活動を行ってきたところではありますが、本条例の制定とともに、美化条例の啓発も同時に実施してまいりたいと考えています。
119	道端などにたくさんのたばこの吸殻が落ちており、腹立たしい。	2	美化条例の第6条において、『市民等は、たばこの吸い殻、空き缶及び紙くず等のごみを道路、公園、広場、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない。』と規定しており、たばこのぼい捨てについても禁止しております。 路上喫煙マナーの向上とともに、ぼい捨てされるたばこがなくなるよう、皆様のご理解、ご協力をお願いします。
120	まだまだ、たばこの火がついたままでぼい捨てしているごみが多くある。風の強い火など紙くずが飛んできたら、火事にでもならないかと心配である。	3	安全・安心で快適な地域社会づくり、良好な都市づくりをめざすため、路上喫煙及び歩行喫煙についてのルールを定め、市民の皆さんや事業者の皆さんと一緒に話し合い、啓発を行っていくために本条例を制定してまいります。